

令和元年 9 月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和元年度 9 月補正予算等関係)

子育て・人財局

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が 0.0 人役となるものについては、人件費を 0 としています。

令和元年9月定例議案説明資料目次

子育て・人財局

【予算関係】
（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算（第2号）		
	1 補正予算説明資料	（総括表）	1
		子育て王国課	2
		家庭支援課	4
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		7

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例	子育て王国課	8

報告番号	件名	課名等	頁
第5号	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について	総合教育推進課	12

議案説明資料総括表

子育て・人財局 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
子育て王国課	7,602,260	25,146	7,627,406	4,000	<2,000> 2,000	19,146		
家庭支援課	2,834,677	750	2,835,427	500			250	
合計	13,775,053	25,896	13,800,949	4,500	<2,000> 2,000	19,146	250	県費負担 2,250

(注) 起債欄の上段< >書きは、交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て王国課 (内線: 7868)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域子育て支援拠点の環境改善事業	6,000	6,000	12,000	4,000	<2,000> 2,000		0	県費負担 2,000
トータルコスト	6,794	6,000	12,794	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域子育て支援拠点において子育て中の親子の利用向上を図ることを目的として、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る費用について、市町村に対し助成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>地域子育て支援拠点の環境改善に必要な改修費、備品購入費等に要する経費の一部を助成する。</p> <p>ア 実施主体 市町村</p> <p>イ 補助率 補助対象経費の3/4 (国1/2、県1/4) 補助限度額として、1施設当たり6,000千円</p> <p>ウ 補正額 6,000千円 (国庫 4,000千円、起債 2,000千円 (県費負担額 2,000千円)) 予定市町村 1町 (八頭町の子ども・子育て支援センター改修事業)</p>								

(注) 起債上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の< >書きと一般財源を加算した額である。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7 5 7 0)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
(新) 保育所等整備事業	0	19,146	19,146			(基金繰入金) 19,146																		
トータルコスト	0	19,940	19,940	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務																				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人																					
工程表の政策目標(指標)	-																							
事業内容の説明				【「鳥取県安心子ども基金」充当事業】																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>保育及び子育て環境の充実を図るため、保育所等の施設整備を行う事業者に補助する市町村に対し、鳥取県安心子ども基金を活用して助成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>【対象事業】 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>補助対象(事業期間)</th> <th>事業名</th> <th>補助率</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯梨浜町</td> <td>ニチイキッズ湯梨浜保育(保育所) 既存建物改修工事 (R1.12~R2.2(予定))</td> <td>保育所整備事業</td> <td>2/3</td> <td>19,146</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <td>保育所整備事業</td> </tr> <tr> <th>実施主体</th> <td>市町村</td> </tr> <tr> <th>負担割合</th> <td>基金(県) 1/2、市町村1/4、事業者1/4 ※子育て安心プラン対象の場合 基金(県) 2/3、市町村1/12、事業者1/4</td> </tr> </thead> </table>									実施主体	補助対象(事業期間)	事業名	補助率	補正額	湯梨浜町	ニチイキッズ湯梨浜保育(保育所) 既存建物改修工事 (R1.12~R2.2(予定))	保育所整備事業	2/3	19,146	事業名	保育所整備事業	実施主体	市町村	負担割合	基金(県) 1/2、市町村1/4、事業者1/4 ※子育て安心プラン対象の場合 基金(県) 2/3、市町村1/12、事業者1/4
実施主体	補助対象(事業期間)	事業名	補助率	補正額																				
湯梨浜町	ニチイキッズ湯梨浜保育(保育所) 既存建物改修工事 (R1.12~R2.2(予定))	保育所整備事業	2/3	19,146																				
事業名	保育所整備事業																							
実施主体	市町村																							
負担割合	基金(県) 1/2、市町村1/4、事業者1/4 ※子育て安心プラン対象の場合 基金(県) 2/3、市町村1/12、事業者1/4																							

令和元年度一般会計補正予算説明資料

家庭支援課 (内線: 7149)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
(新) 児童養護施設等におけるICT化推進事業	0	750	750	500			250											
トータルコスト	0	1,544	1,544	(補正に係る主な業務内容)														
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務														
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の防止と要保護児童の支援を図る。																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>児童養護施設等が業務負担軽減のために、施設現場業務に対応したシステム導入等を図る経費に対して補助する。</p> <p>※当該補助事業に係る国庫補助の財源は、平成30年度経済対策で予算措置され、令和元年度に繰越された財源を活用(児童虐待・DV対策総合支援事業費国庫補助金)。</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化に要する経費(機材購入費、工事費など)を助成する。</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4(国1/2、県1/4)(1施設あたり750千円が上限)</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>750千円(1施設あたり750千円×1施設)</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施主体	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム	事業内容	児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化に要する経費(機材購入費、工事費など)を助成する。	補助率	3/4(国1/2、県1/4)(1施設あたり750千円が上限)	補正額	750千円(1施設あたり750千円×1施設)
区分	内容																	
実施主体	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム																	
事業内容	児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化に要する経費(機材購入費、工事費など)を助成する。																	
補助率	3/4(国1/2、県1/4)(1施設あたり750千円が上限)																	
補正額	750千円(1施設あたり750千円×1施設)																	

(単位:千円)

節	款 項 目	3 款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち子育て・人財局					
					補正前	補正額	補正後	2 項 児童福祉費		
								補正前	補正額	補正後
1	報 酬	350,895		350,895	115,430		115,430	110,482		110,482
2	給 料	1,670,214		1,670,214	386,022		386,022	386,022		386,022
3	職 員 手 当 等	937,120		937,120	209,776		209,776	209,776		209,776
4	共 済 費	608,989		608,989	145,072		145,072	144,294		144,294
	職員に係るもの(給与費)	572,033		572,033	132,209		132,209	132,209		132,209
	賃金に係るもの(その他)	36,956		36,956	12,863		12,863	12,085		12,085
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賃 金	5,446		5,446						
8	報 償 費	57,106		57,106	14,466		14,466	12,405		12,405
9	旅 費	51,549		51,549	10,277		10,277	8,925		8,925
	費用弁償	5,846		5,846	1,912		1,912	1,747		1,747
	普通旅費	24,608		24,608	5,185		5,185	4,653		4,653
	特別旅費	21,095		21,095	3,180		3,180	2,525		2,525
10	交 際 費	100		100						
11	需 用 費	147,210	2,182	149,392	22,141		22,141	18,162		18,162
	食糧費	2,314		2,314	529		529	429		429
	その他の需用費	144,896	2,182	147,078	21,612		21,612	17,733		17,733
12	役 務 費	67,330		67,330	11,519		11,519	9,389		9,389
13	委 託 料	3,143,330	2,596	3,145,926	2,138,481		2,138,481	2,106,920		2,106,920
14	使用料及び賃借料	67,452		67,452	8,552		8,552	6,202		6,202
15	工 事 請 負 費	352,020		352,020	128,277		128,277	128,277		128,277
16	原 材 料 費									
17	公 有 財 産 購 入 費									
18	備 品 購 入 費	20,940		20,940	345		345	345		345
19	負担金、補助及び交付金	34,033,146	40,138	34,073,284	6,298,988	25,896	6,324,884	6,289,800	25,896	6,315,696
20	扶 助 費	1,713,645		1,713,645	140,466		140,466	139,371		139,371
21	貸 付 金	31,580		31,580	31,560		31,560	31,560		31,560
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投 資 及 び 出 資 金									
25	積 立 金	652,731		652,781	10,118		10,118	10,118		10,118
26	寄 付 金	950		950						
27	公 課 費	98		98						
28	繰 出 金	3,339,275		3,339,275	2,456		2,456	2,456		2,456
	予 備 費									
	計	47,251,126	44,916	47,296,042	9,673,946	25,896	9,699,842	9,614,504	25,896	9,640,400
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	3,901,776	17,864	3,919,640	1,741,301	4,500	1,745,801	1,734,310	4,500	1,738,810
	地 方 債	939,000	2,000	941,000	175,000	2,000	177,000	175,000	2,000	177,000
	そ の 他	1,816,502	19,146	1,835,648	81,935	19,146	101,081	81,869	19,146	101,015
	一 般 財 源	40,593,848	5,906	40,599,754	7,675,710	250	7,675,960	7,623,325	250	7,623,575

(単位:千円)

款 項 目				子育て・人財局 合計			
	1 目 児童福祉総務費						
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	91,902		91,902	123,526		123,526	
2 給 料	386,022		386,022	428,064		428,064	
3 職 員 手 当 等	209,776		209,776	230,819		230,819	
4 共 済 費	143,536		143,536	160,526		160,526	
職員に係るもの(給与費)	132,209		132,209	146,608		146,608	
賃金に係るもの(その他)	11,327		11,327	13,918		13,918	
5 災 害 補 償 費							
6 恩 給 及 び 退 職 年 金							
7 賃 金							
8 報 償 費	10,349		10,349	15,751		15,751	
9 旅 費	7,324		7,324	13,947		13,947	
費用弁償	1,515		1,515	2,710		2,710	
普通旅費	3,516		3,516	6,998		6,998	
特別旅費	2,293		2,293	4,239		4,239	
10 交 際 費							
11 需 用 費	11,438		11,438	24,228		24,228	
食糧費	377		377	719		719	
その他の需用費	11,061		11,061	23,509		23,509	
12 役 務 費	8,388		8,388	13,538		13,538	
13 委 託 料	263,015		263,015	2,182,320		2,182,320	
14 使用料及び賃借料	4,841		4,841	9,371		9,371	
15 工 事 請 負 費	88,523		88,523	128,277		128,277	
16 原 材 料 費							
17 公 有 財 産 購 入 費							
18 備 品 購 入 費	80		80	345		345	
19 負担金、補助及び交付金	4,967,895	25,896	4,993,791	10,086,330	25,896	10,112,226	
20 扶 助 費	1,049		1,049	313,877		313,877	
21 貸 付 金	31,560		31,560	31,560		31,560	
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投 資 及 び 出 資 金							
25 積 立 金	10,118		10,118	10,118		10,118	
26 寄 付 金							
27 公 課 費							
28 繰 出 金				2,456		2,456	
予 備 費							
計	6,235,816	25,896	6,261,712	13,775,053	25,896	13,800,949	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	762,538	4,500	767,038	2,829,206	4,500	2,833,706
	地 方 債	134,000	2,000	136,000	326,000	2,000	328,000
	そ の 他	72,473	19,146	91,619	506,459	19,146	525,605
	一 般 財 源	5,266,805	250	5,267,055	10,113,388	250	10,113,638

節 の 明 細		
項	目	金額(千円)等
3款	民生費	
	2項	児童福祉費
	1目	児童福祉総務費
	負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点の環境改善事業補助金 6,000 ・鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金 19,146 ・児童養護施設等におけるICT化推進事業補助金 750

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 保育所及び認定こども園の職員の配置基準に係る特例措置の適用期間を延長するため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正 保育所に置く職員の配置基準に係る次の特例措置について、適用期間を令和7年3月31日まで延長する。 ア 朝夕等の児童が少数となる時間帯の職員配置の弾力化 保育士は最低2人の配置を求めているが、朝夕等の児童が少数である時間帯においては、保育士のうち1名を知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。 イ 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭を、保育士とみなすことができる。 ウ 8時間以上開所する場合における職員配置の弾力化 11時間開所8時間労働としていることなどにより、基準上必要となる保育士数を上回って配置している場合は、上回って配置している保育士数の範囲内で、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。 ※ イとウの特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者を各時間帯において必要となる保育士数の3分の2以上置かなければならない。 エ 保育の質確保のための措置 保育所の設置者は、弾力化により活用する職員には、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならないこととする。</p> <p>(2) 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正 認定こども園に置く職員の配置基準に係る特例措置について、(1)と同様に適用期間を令和7年3月31日まで延長する。</p> <p>(3) 施行期日 公布の日</p>

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 略</p> <p>3 保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、<u>令和7年3月31日</u>までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>4 別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p>5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</p> <p>6・7 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>8・9 略</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 略</p> <p>3 保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、<u>令和2年3月31日</u>までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>4 別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和2年3月31日</u>までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p>5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和2年3月31日</u>までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</p> <p>6・7 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>8・9 略</p>

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例(平成26年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p>	<p>附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p>

第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和7年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、令和7年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。

2. 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、令和7年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、令和7年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

4 略

第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、令和7年3月31日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識

第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和2年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、令和2年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。

2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、令和2年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、令和2年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

4 略

第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、令和2年3月31日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識

及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

区 分	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について																				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第5項の規定に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会から、別添のとおり公立大学法人公立鳥取環境大学の平成30年度における業務の実績に関する評価の報告があったので、同条第6項の規定により、これを本議会に報告する。</p> <p>2 公立大学法人公立鳥取環境大学の平成30年度における業務の実績に関する評価概要</p> <p>(1) 全体評価</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>年度計画を概ね達成</td> </tr> </table> <p>(2) 大項目別評価</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">大項目別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">評 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学の教育等の質の向上に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td>年度計画を概ね達成</td> </tr> <tr> <td>業務運営の改善及び効率化に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td>年度計画を概ね達成</td> </tr> <tr> <td>安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td>年度計画を概ね達成</td> </tr> <tr> <td>点検・評価・情報公開に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td>年度計画を概ね達成</td> </tr> <tr> <td>その他業務運営に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td>年度計画を概ね達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月に江崎学長が就任され、4月に「岩美むらなかキャンパス」を開所し、6月には、中央大学との連携協定を締結し、中央大学と公立鳥取環境大学の学生が共同でフィールドワークを行うなど首都圏大学との交流がスタートした。さらに、10月に「SDGs取組宣言」を行い、教育研究の面からSDGs活動に着手するなど、積極的に大学改革に取り組んでいる。 ・平成31年度入試では、18歳人口が減少傾向にある中、志願倍率が6.0倍、環境学部の倍率が4.8倍に改善するなど、多くの志願者・入学者を集め、平成31年3月卒業生の就職内定率は99.1%と過去最高を記録した。県内就職率は23.7%と、前年度から13%以上、上昇するとともに、県内就職者54名のうち、県外出身者が22名と多くの県外出身者が県内就職をしていることも評価できる。 ・順調な志願者及び入学者の確保とともに、経費の削減に積極的に取り組んだことにより、決算は、約1億4百万円の当期総利益、自己財源約9億円であり、財政面での安定的な経営確保に努めている。 ・しかしながら、本県において、少子化の進展や都市部への若者の流出が叫ばれる中、公立鳥取環境大学には、さらなる県内入学者、県内就職者の増加が求められている。 ・県内入学者確保に当たっては、新たに、県内入学者促進コーディネーターを配置し、高校訪問を充実させ、令和3年度から、県内高校限定の共通テストを課す推薦入試の実施を決定するなど評価されるが、入学者に占める県内入学率は15.7%と、前年度から微増に留まっており、新たな取組にもチャレンジされ、さらなる増加を求めたい。 <p>また、県内就職についても、中期目標である県内就職率30%に向け、インターンシップ参加学生のさらなる増加や、県内関係機関との連携強化に、より一層取り組んでいただきたい。</p>	B	年度計画を概ね達成	大項目別	評 価		大学の教育等の質の向上に関する事項	B	年度計画を概ね達成	業務運営の改善及び効率化に関する事項	B	年度計画を概ね達成	安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項	B	年度計画を概ね達成	点検・評価・情報公開に関する事項	B	年度計画を概ね達成	その他業務運営に関する事項	B	年度計画を概ね達成
B	年度計画を概ね達成																				
大項目別	評 価																				
大学の教育等の質の向上に関する事項	B	年度計画を概ね達成																			
業務運営の改善及び効率化に関する事項	B	年度計画を概ね達成																			
安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項	B	年度計画を概ね達成																			
点検・評価・情報公開に関する事項	B	年度計画を概ね達成																			
その他業務運営に関する事項	B	年度計画を概ね達成																			